

■報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）

【要旨】

平成28年7月26日に請負契約の議決をいただいた「平成28年度 大正地区防災活動拠点施設新築工事（建築主体）」に係る工事請負契約について、下記のとおり、工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第3項の規定に基づき、去る1月20日に専決処分しましたので、同法第180条第2項の規定に基づき報告するものです。

【工事請負契約の変更契約締結内容】

工 事 名	平成28年度 大正地区防災活動拠点新築工事（建築主体）
工 事 場 所	四万十町 大正 地内
契 約 金 額	97,740,000円 (内消費税及び地方消費税 7,240,000円)
変更契約金額	99,110,520円 (内消費税及び地方消費税 7,341,520円)
増 減 額	1,370,520円 (内消費税及び地方消費税 101,520円)
契約の相手方	高知県高岡郡四万十町大正230番地8 株式会社 田邊建設 代表取締役 田邊 一也

【変更内訳】

変更内容	変更理由	変更金額
外構工事	施工にあたり現地再調査を実施した結果、場内側溝の雨水処理が不十分であることから計画を見直し、延長25メートルの側溝の位置を変更し、蓋についてもコンクリートからグレーチングへ変更した。 消防車両の出入り口となる既設の側溝についても耐荷重25トンへの改修を行う。 また、場内の既存樹木の保護のため、根回りに練石積みで延長22メートルを追加施工する。	1,370,520円

報告第 1 号及び報告第 2 号 共通

【根拠法令】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抜粋）

〔議会の委任による専決処分〕

第百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項（平成 18 年議会告示第 4 号）（抜粋）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1～2 省略

3 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の 10 分の 1 を超えず、かつ、500 万円以下である変更契約を締結すること。

4～6 省略